

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により縦覧期間満了の日までに阪南市長に意見書を提出することができる。

平成29年 2月22日

阪南市長 水野 謙二

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の所在地及び名称
阪南市南山中193番1、6番3
（仮称）トライアル阪南店
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び氏名・住所並びに名称及び代表者の氏名・住所並びに氏名又は名称及び代表者の氏名
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
株式会社 トライアルカンパニー
代表取締役 永田 久男
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社 トライアルカンパニー
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年 9月27日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,650平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数
174台
- (7) 駐輪場の収容台数
59台（うち自動二輪車5台）
- (8) 荷さばき施設の面積
129.6平方メートル
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量
20.57立方メートル
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 0時00分
閉店時刻 翌午前 0時00分
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前0時00分から翌午前0時00分まで
（午後9時00分～翌午前6時00分は一部利用規制）
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後9時00分まで

- 2 届出年月日
平成29年2月15日

- 3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所
 - (1) 縦覧の期間
平成29年2月22日から同年6月22日まで
 - (2) 縦覧の場所
阪南市尾崎町35番地の1
阪南市役所市民部商工労働観光課

- 4 意見書の提出先
〒599-0292 阪南市尾崎町35番地の1
(TEL (072)471-5678)
阪南市役所市民部商工労働観光課

(告示の根拠法令)

- 大規模小売店舗立地法第5条第3項